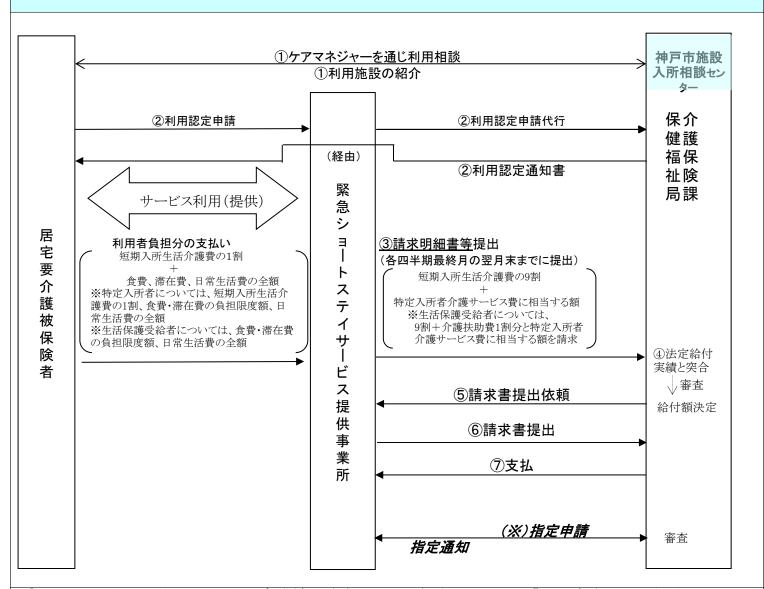
緊急ショートステイサービス費支給までの流れ



- ① サービス利用に際して、居宅要介護被保険者はケアマネジャーを通じて「神戸市施設入所相談センター」 に入所相談を行い、施設入所の緊急性が認められ、かつ施設に空きがない場合、緊急ショートステイサー ビスを利用するサービス提供事業所の紹介を受けます。
- ② 居宅要介護被保険者は「緊急ショートステイサービス利用認定申請書」を緊急ショートステイサービス提供 事業所を通じて保健福祉局介護保険課に提出します。 介護保険課ではサービス利用に関する審査を行い、利用決定後に「緊急ショートステイサービス利用認 定通知書」を居宅要介護被保険者に対して送付します。 利用認定通知書の送付は、利用認定申請書の提出から10日以内に行うものとします。
- ③ 緊急ショートステイサービス提供事業所においては、四半期(3ヶ月)ごとに「緊急ショートステイサービス費請求明細書等」を作成し、四半期最終月の翌月末までに保健福祉局介護保険課へ提出します。
 - ・緊急ショートステイサービス費請求明細書等---・「緊急ショートステイサービス費請求明細表」
 - ・利用者の「サービス提供票(写)」「サービス提供票別表(写)」
- ④ 保健福祉局介護保険課では法定給付実績と突合確認を行い、支給限度額を超えて居宅介護サービス費の給付対象とならない単位数分について、緊急ショートステイサービス費の支給額決定を行います。 (審査完了は請求明細書等の提出から1~2ヶ月後になります。)
- ⑤ 保健福祉局介護保険課より、④で決定した金額での請求書の提出依頼を行います。
- ⑥ 緊急ショートステイサービス提供事業所は、請求書等を提出します。
 - ・緊急ショートステイサービス費請求書等----
- 「請求書」
- ・「市町村特別給付費口座振替指定書」(初回のみ)
- ⑦ 保健福祉局介護保険課では、緊急ショートステイサービス費の請求書の提出があった月の翌月末までに 緊急ショートステイサービス提供事業所に対して支払いを行います。
- (※) 緊急ショートステイサービス提供事業所においては、サービスを居宅要介護被保険者に対して提供する うえで、事前に保健福祉局介護保険課に対して指定申請を行い、市長から指定を受けておく必要がありま す。(市立高齢者介護介護支援センターの指定に際しては、申請の必要はありません。)